

株式会社シリウス 女性活躍推進法に関する行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条第1項又は第7項の規定に基づき、従業員が仕事と子育てを両立することができ、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 平成28年4月1日 ～ 平成38年3月31日 までの 10年間

2.当社の課題

課題1:結婚や出産を機に退職する女性従業員が多く、女性の継続雇用が難しい。

課題2:育児休業を取得する男性従業員が少ない。

3.目標

女性の育児休業取得率を60%以上とし、男性も育児休業を取得しやすい職場風土づくりを心掛ける。

4.取組内容

取組1:結婚や出産予定のある従業員に対して、産前・産後休業や育児休業に関する情報提供(休業中に申請できる手当など)を社内報や各店の店長および事務担当者等を通じて行う。

取組2:産前・産後休業や育児休業に関する相談窓口を設置する。

店舗:店長または事務担当者

本社:総務部

取組3:結婚や出産を理由に退職を考えている従業員に対して、退職理由を可能な範囲でヒアリングして原因を探り、結婚や出産を控える従業員にとって最適なキャリアイメージ形成のサポートをすることで、従業員の継続雇用を促進する。